

報道資料

発表日：令和2年12月7日
問合せ先：食と農の振興部畜産課
須原、高田
0742-27-7448(内線3882)

奈良県内における高病原性鳥インフルエンザ発生に係る 殺処分の完了について

奈良県五條市において発生した高病原性鳥インフルエンザの防疫措置状況について、以下のとおりお知らせします。

1 養鶏農場の概要

所在地：五條市

飼養羽数：約7.7万羽（採卵鶏）

※当初、約8.3万羽を想定していましたが、殺処분이完了し羽数が確定しました

2 殺処分の状況

12月6日	10:00	殺処分開始
12月6日	12:30時点	2,700羽処分
12月6日	15:00時点	10,300羽処分
12月7日	7:45時点	67,936羽処分
12月7日	18:09時点	77,386羽処分（殺処分完了）

※殺処分した鶏について、今後、焼却処理を行います。

[参考]奈良県内の採卵鶏・肉用鶏の飼養羽数 412,204羽

五條市内の採卵鶏・肉養鶏の飼養羽数 149,492羽

[県飼養頭羽数調 R2.2.1時点]

3 報道機関へのお願い

- 1) 我が国の現状において、家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- 2) 農場への取材は、本病を含む家畜伝染病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むようご協力をお願いいたします。特にヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- 3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。